

国民年金だより

## 社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管しましょう～

- 国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。
- この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。  
年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。  
なお、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方は、来年の2月上旬に送付されます。
- ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。  
※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

### 年金受給者のみなさんへ ～扶養親族等申告書は期限までに提出しましょう～

老齢や退職を支給理由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。  
(障害年金・遺族年金は課税されません。)  
課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、期限までに必ず提出してください。  
この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。  
もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。  
なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

ご不明な点は、役場町民生活課（☎42-2275 内線252）または各支所へお問い合わせください

#### 《広告》

●生活保護受給者の方の受け入れも可能です。

**入居者募集中** 1日体験入居できます!!

ご利用料金《緑洋館・博多共通》

居室利用料	1ヶ月間	24,000円
食 費	3食・おやつ付	36,000円

1ヶ月間の経費 約78,000円～

特に『お食事』は良質で市場直送の新鮮な食材等を使い提供しております。

住宅型有料老人ホーム  
シニアパンション

ご夫婦での入居も可能

ホー ル 博 多

洗面台、クローゼット付  
緊急通報システム完備  
1日からの期間入居も  
低料金でご利用可能

自室で診療が受けられます。

緑洋館 Community Home RYOKUYOKAN

入居費等につきましてはご相談に応じておりますので遠慮なくお問い合わせ下さい。

お問い合わせ  
お申し込みは Milieu 株式会社ミリュ ホームページ <http://www.milieu.co.jp> ☎ 0139-46-2911